

◆受付件数と区分

(単位:件)

提言	意見	苦情	要望	相談	問合せ	その他	合計
0	3	1	2		1,480	6	1,492

※件数には、一般的な税務相談の件数も含まれています。

◆寄せられた都民の声と都の対応事例(令和6年1月分)

▶(都民の声) 固定資産税(償却資産)の対象資産を教えてください。

(回答) 償却資産とは、土地及び家屋以外の事業用の資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものです。例えば、会社や個人で事業を行っている方が事業用に取得した構築物、機械、器具、備品等が対象となります。具体的には、次のようなものです。

- 1 構築物
舗装路面、庭園、門・塀・緑化施設等の外構工事、看板(広告塔等)、ゴルフ練習場設備、受変電設備、予備電源設備、その他建築設備、内装・内部造作等
- 2 機械及び装置
各種製造設備等の機械及び装置、クレーン等建設機械、機械式駐車設備(ターンテーブルを含みます。)等
- 3 船舶
ボート、釣船、漁船、遊覧船等
- 4 航空機
飛行機、ヘリコプター、グライダー等
- 5 車両及び運搬具
大型特殊自動車(分類記号が「0、00～09、000～099」「9、90～99、900～999」の車両)等
- 6 工具、器具及び備品
パソコン、陳列ケース、看板(ネオンサイン等)、医療機器、測定工具、金型、理容及び美容機器、衝立等

償却資産の対象となる業種別の主な資産の例やその他対象となる資産については以下のページをご覧ください。

<税金の種類><固定資産税(償却資産)>

https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/shisan/shokyak_sis.html#gaiyo_03

▶(都民の声) 口座振替を変更・停止したい場合、どうすればいいですか。

(回答) 納税通知書番号や納付番号がわかる書類をご用意のうえ、納税推進課(電話番号03-3252-0955)、または所管の都税事務所へお問い合わせください。

※ 納税通知書の発送直後は、お電話が混みあつてつながりにくい場合があります。

<都税事務所等一覧>

<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/jimusho/index.html>

提言 : 施策の未実施や不十分さ等について、新たな施策の実施や既存の施策の改善策を具体的に提示し、その実施を求めるもの。

意見 : 施策や職員の行為についての激励・感謝・評論・感想等で、一般的な都政や知事発言等に対する賛否や批判を含むもの。

苦情 : 施策の実施または未実施等に伴う被害等の不都合や職員の対応への不満を申し立てるもの。また、その是正、補償、陳謝等の救済を求めるもの。

要望 : 施策の未実施や不十分さ等について改善を求めるもので、改善の方法等について言及されていないか、あるいは抽象的なもの。

相談 : 困りごとについて判断の指針や助言、またはそのために必要な情報や対話を通じて求めるもの。

問合せ : 施設の所在地、事務所の所管部署、施策の内容や手続など知りたい点を明示して尋ねるもの。

その他 : 都政運営とは直接関係のない事象に関する苦情・要望・提言・意見で、趣旨等不明の訴え等を含むもの。